

2021年 冬のコロナに対する輪番薬局体制について

- 第5波までの反省点を踏まえ下記の様に分け、第6波に備えます。

COVID 自宅療養	(受付時間)	
①月曜日から土曜日	9時-17時	
②日曜日・祝日	9時-17時	輪番体制を構築する
ホテル療養者の対応		
③月曜日から日曜日	9時-17時	輪番体制を構築する

COVID自宅療養

①月曜日から土曜日 9時-17時

背景

かかりつけ医がいない患者に対し、栃木県内を数名の医師で電話対応（輪番）、及び40名程度の医師で往診対応（地域ごと）をしています。（基本的に保健所からの連絡により医師が対応します）

- ・ 通常の開局時対応となる為、0410支援事業と、10月からの調剤報酬（コロナ対応分）でご対応ください。
- ・ 保健所が、対応してくれる薬局を探す時間がかかった反省から、事前にコロナ対応（配達）が可能な薬局を手上げ式で募集します。ご協力よろしくお願いいたします。
- ・ 保健所・医師と相談の上、患者宅へお届けする時間帯を決めてください。
（患者状況によるため、都度相談）

COVID 自宅療養

②日曜日・祝日

9時-17時

背景

かかりつけ医がない患者に対し、栃木県内を数名の医師で電話対応（輪番）、及び40名程度の医師で往診対応（地域ごと）をしています。（基本的に保健所からの連絡により医師が対応します）

- ・基本的にオンコール体制になります。薬剤が必要になった時は、開局して調剤し、患者宅まで届けてください。
- ・0410薬剤交付支援事業と、10月からの調剤報酬（コロナ対応）でご対応ください。
- ・保健所の対応薬局を探す時間がかかったことから、事前にコロナ対応をできる薬局を手上げ式で募集します。
- ・1日当たり2万円/薬局の手当てをいたします。
- ・延べ144薬局を募集いたします。（12日×12薬局）
なお、コロナ感染拡大の際は、別途検討します。
- ・患者宅へお届けする時間は、医師からの連絡後概ね3時間以内を目安にお願いします。
- ・手上げた薬局の中から輪番体制を組み、担当していただく薬局に連絡いたします。

ホテル療養者の対応

③月曜日から日曜日 9時-17時

背景

コロナ療養者用のホテルが、県内数か所にあります。ホテル内で医薬品が必要になった時に、対応する薬局を準備します。

- ・ 薬局の定休日などはオンコール体制になります。薬剤が必要になった時は、開局して調剤し、ホテル前（セイフティーゾーン）まで届けてください。
- ・ 0410支援事業と、10月からの調剤報酬（コロナ対応）でご対応ください
- ・ 保健所が対応薬局を探す時間がかかったことから、事前にコロナ対応をできる薬局を手上げ式で募集します。
- ・ 日祝を含む1週間当たり2万円～6万円/薬局の手当てをいたします。
(1週間の中に祝日3日間含む⇒6万円 日曜日と祝日1日含む⇒4万円 1週間に日曜日のみ⇒2万円)
- ・ 延べ40薬局を募集いたします。
- ・ 手上げた薬局の中から輪番体制を組み、担当していただく薬局に連絡いたします。

その他

- ・基本的に、患者宅へのお届けになります。
（家族なども、陽性疑いの可能性が高い為取りに来れない為）
- ・感染対策を行ったうえで臨んでください。
- ・手上げた薬局の中から、輪番制でリストを作成し、医師会・行政などと共有いたします。
- ・17時以降の夜間輪番受付対応については、今後のコロナ拡大により必要性が出る事が考えられます。感染状況をみて別途検討します。
- ・平日土曜の営業時間内は薬局から外出できないことも考えられるため、患者宅へお届けする目安時間については、都度調整をお願いいたします。
- ・今回の募集は、11月、12月分になります。1月から3月分は、別途募集いたします。
- ・開始時期は11月1日を予定しておりますが、行政との調整により変更になる場合があります。
- ・保健所・当番医・薬局の連携に時間がかかったことから、医師診察後に保健所、あるいは医師から薬局に連絡が来る流れに変更し、待ち時間を削減することにしました。
- ・この事業でコロナ陽性者に使用する薬剤は、5-6品目になるよう医師会・行政と調整中です。
- ・処方箋はFAXで送付され、処方箋原本は後日送付されます。

Q&A

① 近隣のかかりつけ医からコロナ陽性患者の薬について連絡が来ました。この場合は、リストの薬局を紹介するのですか？

→ 通常のかかりつけの患者さんに対しては、普段お薬をお渡ししているかかりつけ薬剤師がいる薬局でご対応願います。

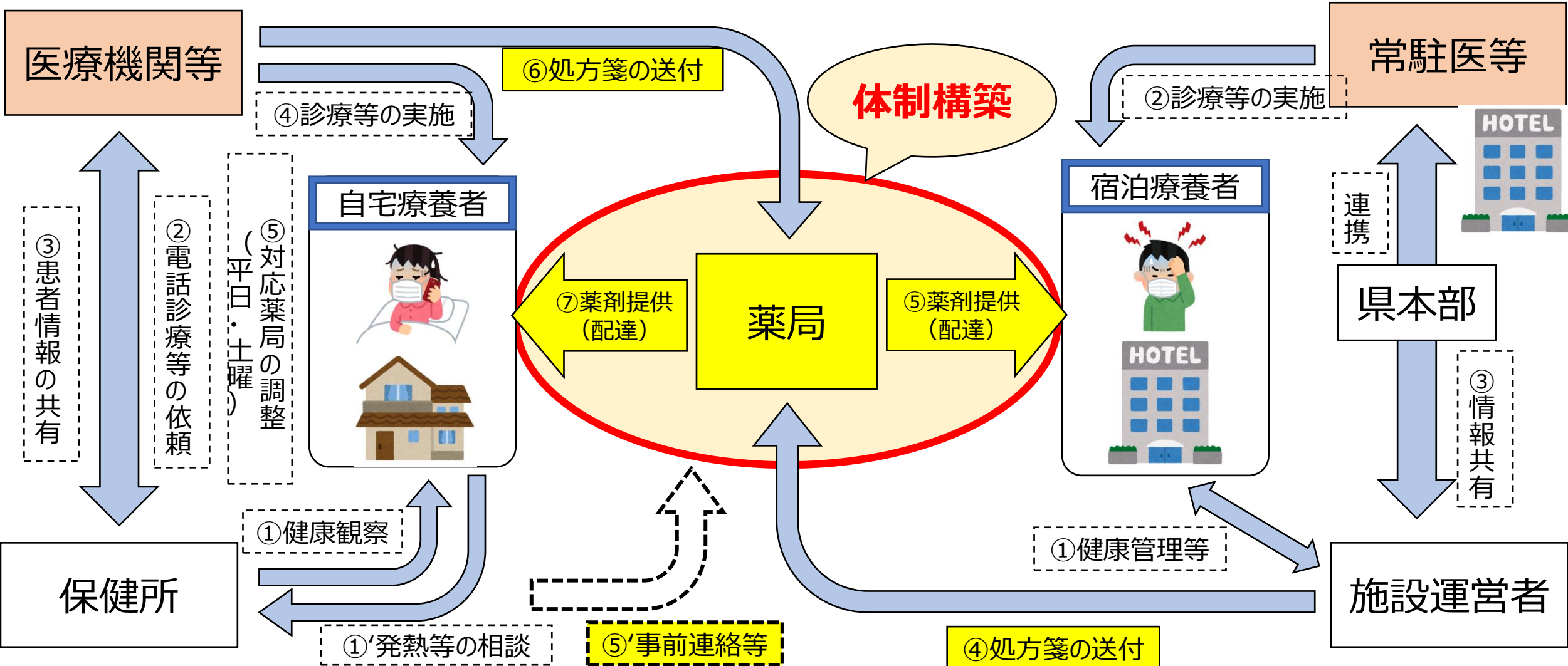
(0410対応等)

今回の体制整備は、保健所の健康観察による体調変化などにより薬が必要になった時の体制構築になります。

自宅療養者等への薬剤処方体制のイメージ図

電話診療・往診※等

宿泊療養施設



※電話診療：当番医（1名体制で1週間毎交代）が県内全域を担当。

※往診：主に郡市単位で往診医が各地域を担当。

第6波に向けた体制イメージ図

薬剤処方体制	平日土曜 (概ね9:00～17:00)	日曜祝日 (概ね9:00～17:00)	全日(夜間)
電話診療	通常対応 ※患者宅へ配達	<u>手上げ薬局による輪番制</u> で 対応 ※患者宅へ配達	対応不可
往診診療			
宿泊療養	<u>付近の薬局が輪番制</u> で対応 ※宿泊施設へ配達		

- ※電話診療が9:00～17:00のため、17:00頃までに受付けた薬剤はその日のうちに配達を完了すること。
- ※医師からの連絡後の配達完了時間：平日土曜は都度相談、日曜祝日は概ね3時間以内を目安とする。